

令和5年度

# 危険物取扱者 保安講習のご案内

北海道

○ 保安講習（消防法第13条の23、危規則第58条の14）

危険物取扱者免状の交付を受け、製造所等において危険物の取扱作業に従事している方は、都道府県知事等が行う保安に関する講習を受講しなければなりません。

1 受講対象者

- (1) 継続して危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者は、前回保安講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。  
従って、本年度は令和3年3月31日以前に受講された方が対象となります。
- (2) 危険物の取扱作業に従事していなかった方が、危険物の取扱作業に従事することとなった場合は、その従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。
- (3) (2)に該当する方で、従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

注1 保安講習受講義務のある方が受講しなかった場合は、消防法第13条の2の規定により免状の返納を命ぜられることがありますので、上記に該当する方は必ず受講してください。

注2 危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者は、受講する義務はありません。

また、現に危険物の取扱作業に従事している方であっても危険物取扱者免状取得者以外の方は受講する義務はありません。

2 講習の区分

- (1) 一 般 ～ 給油取扱所（通称ガソリンスタンド）及び石油コンビナート以外の施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所 ～ 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習  
（給取）
- (3) 石油コンビナート ～ 石油コンビナート等、災害防止法上の特定事業所の危険物施設（給油取扱所に該当する危険物施設を除く）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習の開催地・講習日

令和5年度 第1回保安講習日程【対面講習】

総合振興局 ・振興局	開催地	講習月日	講習区分		講習会場	所在地
			午前の部	午後の部		
石狩	札幌市	6月7日	一般	給取	北海道自治労会館	札幌市北区北6条西7丁目
		6月8日	一般	給取		
		6月9日	一般	一般		
		8月28日	一般	給取		
		8月29日	一般			
	千歳市	8月9日	一般	給取	北ガス文化ホール (千歳市民文化センター)	千歳市北栄2丁目2-11
北広島市	8月2日	一般	給取	北広島市ふれあい学習センター	北広島市大曲370-2	
渡島	函館市	6月27日	一般	給取	渡島総合振興局	函館市美原4丁目6-16
		6月28日	一般	給取		
檜山	江差町	6月20日	一般	給取	江差町文化会館	江差町字茂尻町71
後志	小樽市	6月13日	一般	給取	小樽市公会堂	小樽市花園5丁目2-1
	倶知安町	9月14日	一般	給取	倶知安町公民館	倶知安町南3条東4丁目2-2
空知	岩見沢市	6月1日	一般	給取	岩見沢市民会館まなみーる	岩見沢市9条西4丁目1
		6月2日	一般			
	滝川市	8月31日	一般	給取	農村環境改善センター	滝川市江部乙町東11丁目13-1
上川	旭川市	7月4日	一般	給取	旭川市大雪クリスタルホール	旭川市神楽3条7丁目
		7月5日	一般	給取		
	名寄市	8月18日	一般	給取	名寄市民文化センター	名寄市西13条南4丁目
留萌	留萌市	6月15日	一般	給取	留萌市中央公民館	留萌市見晴町2丁目27
宗谷	稚内市	7月11日	一般	給取	稚内市総合福祉センター	稚内市宝来4丁目1-41
	利尻町	6月12日	一般	給取	利尻町交流促進施設 どんと	利尻町沓形字富士見町2-2
林-77	網走市	7月21日	一般	給取	オホーツク文化交流センター	網走市北2条西3丁目3
	北見市	7月19日	一般	給取	北見市民会館	北見市常盤町2丁目1-10
	紋別市	8月23日	一般	給取	紋別市民会館	紋別市潮見町1丁目4-3
胆振	苫小牧市	7月13日	一般	コンビ	苫小牧市民会館	苫小牧市旭町3丁目2-2
		7月14日	一般	給取		
	登別市	6月22日	一般	コンビ	登別市民会館	登別市富士町7丁目33-1
		6月23日	コンビ	給取		
日高	浦河町	9月21日	一般	給取	日高東部消防組合	浦河町築地1丁目2-9
十勝	帯広市	6月29日	一般	給取	とかちプラザ	帯広市西4条南13丁目1
		6月30日	一般	一般		
釧路	釧路市	7月5日	一般	給取	釧路市生涯学習センター	釧路市幣舞町4-28
		7月6日	一般	給取		
根室	根室市	7月25日	一般	給取	北方四島交流センター	根室市穂香110-9
	中標津町	7月27日	一般	給取	中標津町総合文化会館	中標津町東2条南3丁目1

令和5年度 第2回保安講習日程【対面講習】

総合振興局 ・振興局	開催地	講習月日	講習区分		講習会場	所在地
			午前の部	午後の部		
石狩	札幌市	10月2日	一般	給取	北海道自治労会館	札幌市北区北6条西7丁目
		12月5日	一般	給取		
渡島	函館市	11月14日	一般	給取	渡島総合振興局	函館市美原4丁目6-16
後志	小樽市	10月17日	一般	給取	小樽市公会堂	小樽市花園5丁目2-1
空知	岩見沢市	10月11日	一般	給取	岩見沢市民会館まなみーる	岩見沢市9条西4丁目1
上川	旭川市	10月19日	一般	給取	旭川市大雪クリスタルホール	旭川市神楽3条7丁目
林-カ	北見市	10月20日	一般	給取	北見市民会館	北見市常盤町2丁目1-10
胆振	苫小牧市	11月9日	一般	コンビ	苫小牧市民会館	苫小牧市旭町3丁目2-2
		11月10日	一般	給取		
	登別市	10月24日	一般	コンビ	登別市民会館	登別市富士町7丁目33-1
十勝	帯広市	10月4日	一般	給取	とかちプラザ	帯広市西4条南13丁目1
釧路	釧路市	10月31日	一般	給取	釧路市生涯学習センター	釧路市幣舞町4-28

※ 感染症予防対策のため、定員が例年の半数程度になっております。

※ 今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、延期または中止となる場合がありますのでご了承ください。

【オンライン講習】

オンラインでの講習を予定しています。詳しくは北危連ホームページをご確認ください。

4 講習時間

講習の時間は3時間とし、午前の部は9:30から12:30まで、午後の部は13:30から16:30までとなっています。なお、コンビについては午前の部、午後の部にありますのでご確認ください。

※札幌市6月9日、帯広市6月30日の講習につきましては、当連合会で午前の部・午後の部を指定させていただきますのでご了承ください。

(午前・午後のご希望がある場合は、申請書の講習区分欄の余白にご記入ください。)

5 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- (2) 危険物の火災予防に関する事項

6 受講申請書

受講申請書は、各消防本部（署）、各総合振興局又は各振興局地域創生部地域政策課（旧支庁）及び一般社団法人北海道危険物安全協会連合会（北危連）にあります。

7 受講申請書の受付等

- (1) 受講申請書の受付は、第1回日程は5月8日から、第2回日程は9月1日から開始します。  
**なお、受付開始日前に届いた申請書は着払いで返送させていただきますので、申請時期は厳守願います。**
- (2) 受講申請書は受講希望日の10日前（必着）までに提出してください。なお、定員に達した場合は受付期間中であっても締切の場合があります。受付状況を北危連ホームページでご確認の上、お申込みください。
- (3) 北危連の受付時間は、平日の9時から17時までです。

## 8 受講手数料納付方法

- (1) 受講手数料は、**北海道収入証紙で4,700円**です。(収入印紙ではありませんので注意してください)
- (2) 受講申請書の収入証紙貼付欄に銀行等で購入した収入証紙を貼付して、受講者の印鑑で消印(割印)をしてください。

なお、北海道収入証紙の領収書を必要とする方は、購入した銀行等から受領してください。

- (3) 一度納付した受講手数料及び受付した申請書等は、一切お返ししません。

なお、受講日の変更については、その後、年度内に実施される他の対面講習の受講日へ変更が可能ですので、事前に北危連までご連絡ください。

## 9 受講申請書及び受講票の記入方法

- (1) 受講申請書及び受講票の太線内は、すべて記入してください。
- (2) 住所などは、その内容を省略しないで記入してください。  
なお、お問い合わせのため、電話番号は必ず記入してください。
- (3) 講習の区分・希望する開催地・講習月日を必ず記入してください。
- (4) **講習会場が定員に達した場合は「受講希望日」を変更していただく場合がありますので、ご了承ください。**
- (5) 「交付知事」欄には都道府県名を記入してください。
- (6) 受講票を返送いたしますので、**返信用切手63円**を必ず貼付してください。
- (7) 受講票は講習日の**10日前**に郵送します。講習日の**5日前**までに受講票が到着していない場合は、北危連までご連絡ください。

## 10 危険物取扱者免状の提出等

- (1) 講習当日は、**受講票と免状**を持参し、受付に提出してください。
- (2) 講習修了者の危険物取扱者免状には、講習を修了したことを証明する知事印を押印してお返します。

## 11 個人情報の取り扱い

- (1) 申請に際して得た個人情報は、保安講習に関する業務に利用する外、今後の講習案内の送付に利用する場合があります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症予防対策として、会場等より要請された場合には情報提供させていただくことがあります。

## 12 その他

- (1) 受講申請書を郵送により請求する場合は、封筒の表に「保安講習受講申請書請求」と朱書きし84円切手を同封の上、請求してください。2通以上請求の場合は北危連までお問い合わせください。
- (2) 講習会場によっては駐車場が用意されていない場合もありますので、なるべく車両でのご来場はご遠慮ください。
- (3) 申請に際し不明な点があれば、**北危連又は最寄りの消防本部(署)**にお問い合わせください。

### 受講申請書の提出先

〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1番地 毎日札幌会館 9階

一般社団法人 北海道危険物安全協会連合会(略称【北危連】 TEL 011-205-5088)

URL <http://www.hokkiren.jp/>